

平成30年7月豪雨 被災者用提供可能な県営住宅リスト

	団地名・住宅名	市町名	住 所	部屋の規模	提供可能戸数	備考
1	多喜浜第2団地	新居浜市	新居浜市阿島一丁目7	3LDK	0戸	
2	東予団地	西条市	西条市国安158-10	3DK	0戸	
3	唐子団地	今治市	今治市唐子台西通り三丁目3	3DK	6戸	
4	砥部団地	伊予郡砥部町	伊予郡砥部町高尾田323-1	2DK	1戸	
5	牛淵団地	東温市	東温市牛淵1957-1	2DK	0戸	特定公共賃貸住宅
				3LDK	1戸	
6	森松団地	松山市	松山市森松町3-2-4	3DK	0戸	
7	溝辺団地	松山市	松山市溝辺町乙7 松山市東野3丁目30-1	3K	0戸	
				2DK	0戸	
8	伊予団地	伊予市	伊予市尾崎206-2	3DK	0戸	
9	松柏団地	八幡浜市	八幡浜市松柏丙312	3DK	2戸	
10	宮の下第1・2団地	宇和島市	宇和島市別当三丁目	3DK	1戸	
11	伊吹北団地	宇和島市	宇和島市伊吹町1-2-2-1	3LDK	0戸	
				計	11戸	

県営住宅の一時使用許可(仮入居)の際の条件について

○家賃・敷金は免除されます。(ただし、共益費等は団地自治会の判断で必要となります。)

○入居期間は原則6か月です。(延長する場合があります。公営住宅への入居資格がある方は正式入居への切替も可能です。)

○原則として市町村が発行する罹災証明書で確認が必要です。

(申請時点で罹災証明を提出出来ない方は、自己申告に基づく被災者として確認することも可能ですが、後日、罹災証明書等の公的証明書の提出を要します。)

○連帯保証人は不要です。

○住宅を明け渡す際、可能な範囲で現状回復をお願いします。